

▶ 出願書類

学力に関する証明書について

「学力に関する証明書」とは、教職に関する単位の修得状況を証明するもので、「成績証明書」とは異なります。

出願書類に「学力に関する証明書」を提出するよう指示がある入学コースに出願する方は、下記のフローチャートをもとに証明書の準備をし、インターネット出願をしてください。

【証明書発行に伴う注意事項】

- (1) 「学力に関する証明書」はいずれも平成31年施行の教育職員免許法施行規則(以下、「新法」という)に基づき発行されたものを提出してください。
- (2) 出身大学の理由により、「新法」による発行が不可の場合、平成12年施行の教育職員免許法施行規則(「旧法」)、または、それ以前の免許法での発行が可能であれば「新法」による「学力に関する証明書」が発行されない旨を任意の用紙に記入し、発行された証明書とあわせて出願書類に同封してください。
- (3) 中学校(社会)・高等学校(地理歴史・公民)を希望する場合は、希望教科すべての「学力に関する証明書」の提出が必要です。
- (4) 高等学校(理科)を希望する場合は、次ページのフローチャートにかかわらず、中学校(理科)の「学力に関する証明書」の提出も必要です。

スタート

出身大学の学部学科に教員免許状を取得できる教職課程があった(校種等は不問)

no

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の単位修得証明書を提出
・発行不可の場合はその旨任意のメモを同封

yes

すでに他の教員免許状を所持している

no

本学で取得希望の免許【校種(または教科)】と同じ教職課程があった

no

学部学科で発行可能な【校種・教科】の「学力に関する証明書(新法)」を提出

yes

本学で取得希望の免許【校種(または教科)】に一致するすべての「学力に関する証明書(新法)」を提出

yes

本学で取得希望の免許【校種(または教科)】と同じ教職課程があった

no

所持する教員免許状の「学力に関する証明書(新法)」を提出
※特別支援学校教諭免許状を所持する方で、「特別支援教員コース」以外のコースに出願予定の方については、特別支援学校教諭の「学力に関する証明書」は不要です

yes

所持する教員免許状の「学力に関する証明書(新法)」および
本学で取得希望の免許【校種(または教科)】に一致するすべての「学力に関する証明書(新法)」を提出

■「学力に関する証明書」が旧法以前の証明書しか発行できない場合は、新法の「学力に関する証明書」が発行不可である旨の任意メモを同封してください。